

～中小企業の経営者・勤労者などの皆さんへ～ 各種融資・補助制度をご利用ください

中小企業の経営安定化や勤労者の生活改善などを目的とした、各種融資制度を行っています。

■小口融資制度

中小企業の経営安定を図るため、信用保証協会の保証を活用した融資制度です。

対象 市内で1年以上引き続き同一事業所を営む、従業員20人以下の事業所（商業・サービス業については5人以下）

融資額 2,000万円以内

資金用途 運転資金、軽易な設備資金

返済期間 120カ月以内

利率 年0.8%（ほかに保証料0.5～2.2%が必要）※既借入などによっては、融資が受けられない場合もあります

申・問 市内の銀行・信用金庫の各支店または産業振興課（内線322）

■勤労者向け住宅資金・生活安定資金融資制度

市内の勤労者の生活改善と福祉向上を図るためのもので、東海労働金庫と提携した融資制度です。

対象 いずれも市内に1年以上居住し、かつ同一事業所に1年以上勤務する満20歳以上の方（返済期日満了時に満75歳以下の方）

▷住宅資金融資制度

内容 1世帯1物件で、2,000万円以下（返済は35年以内）※金融機関からの融資の状況によって本制度を利用できないことがあります

▷生活安定資金制度

内容 1世帯200万円以内（返済は15年以内）※自家用車取得や養育費など具体的な計画が必要です

申・問 東海労働金庫可児支店（☎0120-60-8623）

■小口融資等信用保証料助成制度

対象 各小口融資制度（①市小口 ②県小口 ③全国小口）を利用した方

助成額 融資実行の際に支払った信用保証料の額（上限50万円、100円未満切り捨て）

■小規模事業者経営改善資金(マル経)利子補給制度

対象 日本政策金融公庫のマル経融資を利用した方

助成額 約定利息の1～12回目までに支払った利子の全額（100円未満切り捨て）

■創業者支援補助制度

対象 市内で創業する方（創業後間もない方も含む）で、認定特定創業支援等事業^(※)を受講した方

※認定特定創業支援等事業…土岐商工会議所などが実施する創業関連セミナーなど、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の4項目の知識を習得できる事業

▷創業者利子補給

対象 市小口融資、日本政策金融公庫の創業関係融資を受けて創業した方

補助額 利子の0.8%分を補助（年間限度額100万円）

補助期間 返済期間全体の3分の1、最長3年間

▷創業者家賃補助

対象 店舗などを賃貸し創業した方

補助額 月額家賃の30%×12月分（年間限度額100万円）

補助期間 最長3年間

▷創業者店舗賃貸借促進補助

対象 創業者へ店舗・土地を貸与する方（所有者とは異なる場合があります）

補助額 対象店舗の固定資産税（都市計画税を含む）相当額の2分の1以内

補助期間 最長3年間

▷創業者出店補助

対象 家屋・土地を自ら取得して出店する方

補助額 対象店舗の固定資産税（都市計画税を含む）相当額の2分の1以内

補助期間 最長3年間（新築5年間）

申・問 産業振興課（内線322）

ご意見
お聞かせください

広報ときアンケート

広報ときをご愛読いただきありがとうございます。今後の紙面や市の広報活動をより良くするため、広報紙のアンケート調査を行います。設問は少なく簡単に入力できます。皆様のご意見をお待ちしています。

市ホームページのトップページ「ご意見・ご提案」または右の2次元コードからご回答ください。【アンケート期間：10月31日(日)まで】

スマートフォンなどからも回答できます ▶



問 秘書広報課広報広聴係（内線613）